

NO. 528
平成19年(2007)
7/6(金)



小笠原 OGASAWARA -

村民だより

編集・発行 小笠原村総務課
〒100-2101
東京都小笠原村父島字西町
TEL 04998 (2) 3111
FAX 04998 (2) 3222

ホームページアドレス
<http://www.vill.ogasawara.tokyo.jp>

選挙特集号

7月29日(日)は参議院議員選挙の日です
<母島は7月28日(土)繰上投票>
忘れずに投票しましょう

【選挙日程】

公示日	7月12日(木)
繰上投票日(母島)	7月28日(土) 午前7時から午後8時まで
投票日(父島)	7月29日(日) 午前7時から午後8時まで
開票日	7月29日(日) 午後9時から(即日開票)

【投票所】 父島：小笠原村地域福祉センター 母島：母島村民会館

投票所へは投票入場券を持参してください。

(入場券が届かない場合や、記載事項に誤りがある場合はご連絡ください。)

最近、転入された方 および 20歳になられた方へ、あなたは有権者でしょうか？

あなたの
生年月日は？ 昭和62年 7月31日以降 投票できません
昭和62年 7月30日以前

小笠原村に転入の
届出をしたのは
いつですか？ 平成19年4月11日以前 小笠原村で投票できます
(村外において不在者投票される方は裏面の 印をご覧ください)
平成19年4月12日以降 前住所地での投票または不在者投票(注)

(注) 4月12日以降に転入された方が不在者投票をする場合には、事前に前住所地の選挙管理委員会に不在者投票の請求をする必要があります。詳しくは、選挙管理委員会までお問い合わせください。

【期日前投票制度について】

投票日当日に投票所へ行けない方は、期日前に投票をすることができます。

期日前投票は、投票日前であっても投票日当日と同じように投票することができる制度です。

期日前投票所へは、投票所入場券を持参してください。

投票の対象者：期日前投票を行う日に選挙権のある方で、かつ投票日当日に投票できない事由がある方
(「宣誓書」の提出が必要です。)

期日前投票期間：7月13日(金)～7月28日(土)
母島の期日前投票期間は7月27日(金)までとなります。

期日前投票所の場所と受付時間：父島 村役場総務課 午前8時30分～午後8時
母島 母島支所 午前8時30分～午後6時

【小笠原村以外の市町村で不在者投票をされる方へ】

7月15日(日)までに 村役場総務課または母島支所へ“不在者投票”の投票用紙の請求を行ってください。
(所定の請求書に必要事項を記入して提出してください。)

投票用紙が滞在先に郵送されます。(7月16日(月)父島発のおがさわら丸で発送します。)

到着したら本人が直ちに滞在先の市町村選挙管理委員会(指定病院()に入院の方は入院先の病院長等)に持参し、係員の指示に従って投票してください。

指定病院とは

病院内で不在者投票を行うことができる施設であることを所在地の選挙管理委員会が定めている病院のことをいいます。詳しくは入院されている病院にご確認ください。

投票後は、投票を行った選挙管理委員会等から小笠原村へ送致(郵送)されます。

投票用紙は、7月24日(火)竹芝出港のおがさわら丸で小笠原村選管に送致されます。投票はこの便に間に合うように余裕を持ってお済ませください。

この便より後になりますと、投票が無効になってしまいますのでご注意ください。

【7月12日(木)以降に 父島 母島間 で転居された方の投票について】

父島 から 母島 へ転居された方 : 7月29日(日)の投票日に 父島 で投票となります。
7月27日(金)までに母島で期日前投票を行うこともできます。

母島 から 父島 へ転居された方 : 7月28日(土)の繰上投票日に 母島 で投票となります。
7月28日(土)までに父島で期日前投票を行うこともできます。

期日前投票の受付場所・時間を以下の表でご確認ください。

(= その場所において期日前投票できます。 × = 期日前投票できません。)

	期 日 前 投 票 場 所 ・ 時 間	7月13日(金) ~ 7月27日(金)	7月28日(土) 母島繰上投票日
父島 から 母島 へ 転居された方	父島 村役場 午前8時30分~午後8時		
	母島 母島支所 午前8時30分~午後6時		×
母島 から 父島 へ 転居された方	父島 村役場 午前8時30分~午後8時		
	母島 母島支所 午前8時30分~午後6時		×

村長選挙の日程について

当初、参議院議員選挙の選挙期日(投票日)が7月22日と見込まれていたため、経費節減・事務の効率化などの理由から、村長選挙も同日に行う予定でした。しかし、国会の会期延長により参議院議員選挙の選挙期日が7月29日に決定しました。

町村の選挙期日は公職選挙法の規定により、長の任期が満了する前30日以内に行うことになっています。小笠原村長の任期満了日は、平成19年7月26日ですので、6月26日から7月25日の間に選挙を執行しなければなりません。このため、参議院議員選挙と村長選挙の投票を同日に行うことができなくなりました。

2週連続して選挙が行われることになりましたが、これまでの選挙と同様、国民の権利である選挙権を積極的に行使しましょう。

問い合わせ先 選挙管理委員会 2 - 3 1 1 1